

受注者等と接するための注意事項

1 受注者等利害関係者

- 受注者は、発注された業務委託や工事を受注し、調査・測量・設計・工事を行う企業のこと。この受注者が利害関係者となる。
- また、受注者だけでなく、業務や工事の入札に参加する企業や地権者など業務に関わる地元住民も利害関係者となる。

2 留意点

ポイント

- ①業務における非公表情報とその取扱（ルール）を覚えること。
- ②うっかり非公表情報を発言しないよう、緊張感を保つこと。
- ③金品は、一切受け取らないこと。

①について

- 設計積算に関する情報（非公表情報）を利害関係者へ教えてはいけない。
また、用地補償等に関する個人情報も、内部においても取扱注意となる。

②について

- 現場確認、打合せ及び緊急時や情報共有のための電話やメールのほか、要望や苦情の地元対応など、利害関係者と接する機会が非常に多い。（情報漏洩してしまうリスクが多い。）
- また、携帯電話等により、誰も見ていない場所で連絡を取り合う機会も多いため、会話に流され、意図せず非公表情報を発言しないよう、常に緊張感を保つこと。

③について

- 飲み物など些細なものを受け取ることが、徐々にエスカレートしていく。強い意志で受け取りを断ること。